

【麦・大豆関係資料】

I 麦類・大豆生産振興に関する諸制度

I 麦類・大豆生産振興に関する諸制度

1 農業生産総合対策事業（国庫）

1) 概要

農業生産総合対策事業は、麦及び大豆の生産の定着・拡大等による国内農業生産の維持及び増大並びに農業の自然循環機能の維持増進を図るため、新たな食料・農業・農村基本法に基づく基本計画に示された作物ごとの生産・流通等に係る課題の解決に必要な対策を総合的に実施するものである。

具体的には、県及び市町村において今後の農業生産の方向及び取り組むべき対策を示した「地域農業マスタープラン」を策定し、生産から流通までの一貫した高度な産地体制の構築、生産者と消費者及び実需者との連携体制の整備、新技術や新品種の導入・実証、持続性の高い農業生産方式の導入、土壌機能の増進、有機性資源の循環利用等を進めるものである。また、このために必要な共同利用施設・機械及び小規模土地基盤の整備を計画的に実施できるものである。

2) 事業内容

1) 国内農業生産流通体制整備強化対策事業

・産地システム化推進対策事業

担い手を中心とした生産体制の整備、合理的な作付体系の導入、効率的な流通体制の確立等を通じ、生産から流通までの一貫した産地体制（システム）の確立に向けて必要となる活動を行う。

・消費者・実需者連携促進対策事業

消費者・実需者ニーズに対応した生産者と消費者及び実需者等との連携体制の構築や特色ある商品の開発・生産等を推進するために必要な活動を行う。

・新技術・新品種導入対策事業

生産性の向上等に大きく寄与し、技術革新の鍵となる技術、品種の実証による早急な普及・定着を図るとともに、地域段階における自主的な技術及び品種開発等を促進するために必要な活動を行う。

事業種目	取組名	対象地域	取組内容
産地システム化推進対策事業	土地利用型農業再編対策	県	土地利用型作物（稲・麦・大豆）生産の推進指導、推進指導體制の整備
	土地利用型作物広域流通促進	地区	土地利用型作物の産地体制の整備、担い手支援体制の確立
		地区	産地の連携による広域流通体制の確立
消費者・実需者連携促進対策事業	地域条件活用等産地形成促進	地区	実需者ニーズに対応した特別な栽培方法や品種の導入、産地型加工の実施
	麦品質向上定着推進	県	麦の品質向上・安定化のための技術の確立・普及、新品種の導入体制整備
		地区	実需者ニーズに対応した良質麦を生産する産地の育成
	大豆産地ブランド確立	県	県産大豆のブランド化、生産消費拡大
地区		消費者・実需者ニーズに即した大豆産地の育成	
新技術・新品種導入対策事業	地域輪作体系確立実証	地区	気象条件等に応じた作期競合回避技術の確立
	大豆安定多収・災害回避技術等実証	県	大豆安定多収技術の確立・検討
		地区	大豆安定多収技術の実証・普及

(2) 農業生産総合対策条件整備事業

上記ソフト事業の効果的な推進を図るため、農産物の生産及び産地の形成に必要な共同利用施設、集団営農用機械の整備を行う。

共同利用施設整備

施設の種類	事業の内容	導入可能な施設の例
乾燥調製施設 農産物の乾燥調製を共同で行う施設	荷受施設、乾燥施設、調製施設、出荷施設、集排じん施設、処理加工施設及びこれらの附帯施設	大豆乾燥調製施設、そば乾燥調製施設、ハトムギ乾燥調製施設、ライスセンター等
穀類乾燥調製貯蔵施設 穀類の乾燥調製を共同行い、かつ貯蔵を行う施設	荷受施設、一時保留施設、乾燥施設、調製施設、貯蔵施設、均質化施設、出荷施設、集排じん施設、処理加工施設及びこれらの附帯施設	豆類乾燥調製貯蔵施設等
処理加工施設 農産物の処理又は加工を共同で行う施設	加工施設、荷受・貯蔵施設、乾燥・調製施設、精選・貯留施設、搬送施設、計量施設、出荷・包装施設及びこれらの附帯施設	食品加工施設等
集出荷貯蔵施設 農産物の集荷、選別等を共同で行い、共同で出荷する施設	集出荷施設、貯蔵施設、選別・調製施設、品質向上物流合理化施設、穀類広域物流拠点施設及びこれらの附帯施設	米麦品質向上物流合理化施設
種子種苗生産関連施設 農産物の生産に必要な種子種苗を共同で生産する施設	種子種苗生産供給施設、種子種苗処理調製施設、種子種苗貯蔵施設及びこれらの附帯施設	種子乾燥施設、種子種苗貯蔵施設等

集団営農用機械整備

対象作物	農業用機械の種類	要件等
麦類	施肥播種同時作業機	耕起及び碎土機能を有するものを含み、作業幅1.4m以上のものに限る。
	普通型コンバイン	
	弾丸暗きょ機	複合作業機を含む。
	栽培管理ビークル	乗用型で、中耕・培土、防除等生育期間中の管理作業能を有するものに限る。
豆類	施肥播種同時作業機	耕起及び碎土機能を有するものを含み、作業幅1.4m以上のものに限る。
	普通型コンバイン	大豆用アタッチメントを含む。
	豆用ピッカーローダー	
	弾丸暗きょ機	複合作業機を含む。
	栽培管理ビークル	乗用型で、中耕・培土、防除等生育期間中の管理作業能力を有するものに限る。

3) 補助率

国庫50%以内、県費（条件整備事業のみ）施設10%以内、機械7.5%以内

4) 事業実施主体

県、市町村、農業協同組合連合会、農業協同組合中央会、農業協同組合、公社、営農集団、知事が地方農政局長と協議して認める団体等

2 水田農業経営確立対策の概要

1) 地域における水田農業振興（水田農業推進協議会の設置及び水田農業振興計画づくり）

安定した水田農業経営の確立や麦・大豆・飼料作物等の主産地形成を進めるためには、地域ぐるみで一体的・計画的な取組を行っていくことが重要である。

このため、市町村などを単位として「水田農業推進協議会」を設立し、5年間の「水田農業振興計画」の策定などを行う仕組みを創設した。

(1) 水田農業推進協議会の設置

地域における水田農業のビジョンの策定・実現に向け、地域での話し合いを活発化させ、行政・生産者団体・実需者等の関係機関の連携を強化するために設置する。活動内容は、水田農業振興計画の策定・進行管理、農業者等に対するガイドラインの配分、とも補償の受取対象作物・受取単価等の設定等である。

(2) 5年間の水田農業振興計画の策定

中長期的な見通しの下で農業者が安心して主産地形成等に取り組めるよう、水田農業推進協議会が主体となって5年を期間とする水田農業振興計画を策定する。

水田農業振興計画は、市町村等の地域全体を網羅した全体計画と市町村等の地域の中で特に麦・大豆・飼料作物の主産地形成に取り組む地区の地区計画で構成される。主な内容は、水田農業の現状と5年後の目標とその推進策（作付・販売計画）、作付の団地化・土地利用の担い手への集積計画、導入・定着させる品種・技術等である。地区計画の策定に当たっては、地図等を活用して、地域の取組方針が関係者に共通認識として十分に理解される計画とすることが重要である。

○地区計画のイメージ			
	現状		5年後
・作付計画			
水稻	○○ha	→	○○ha
麦	○○ha	→	○○ha
大豆	○○ha	→	○○ha
地域振興作物	○○ha	→	○○ha
調整水田	○○ha	→	○○ha
・団地化率		・技術導入	
・土地利用率		・担い手への集積	
・導入する機械・施設		・基盤整備	

(3) 基盤整備、機械・施設の助成、技術経営指導等の重点実施

麦・大豆・飼料作物等の生産の定着・拡大に向けて一定の水準を満した水田農業振興計画を策定した地域に対しては、水田の汎用化等のための基盤整備、麦・大豆・飼料作物等の生産・流通の合理化のための機械・施設の助成、売れる作物づくりなどのための技術経営指導等を重点的に実施する。

2) 水田における麦・大豆・飼料作物等の本格的生産

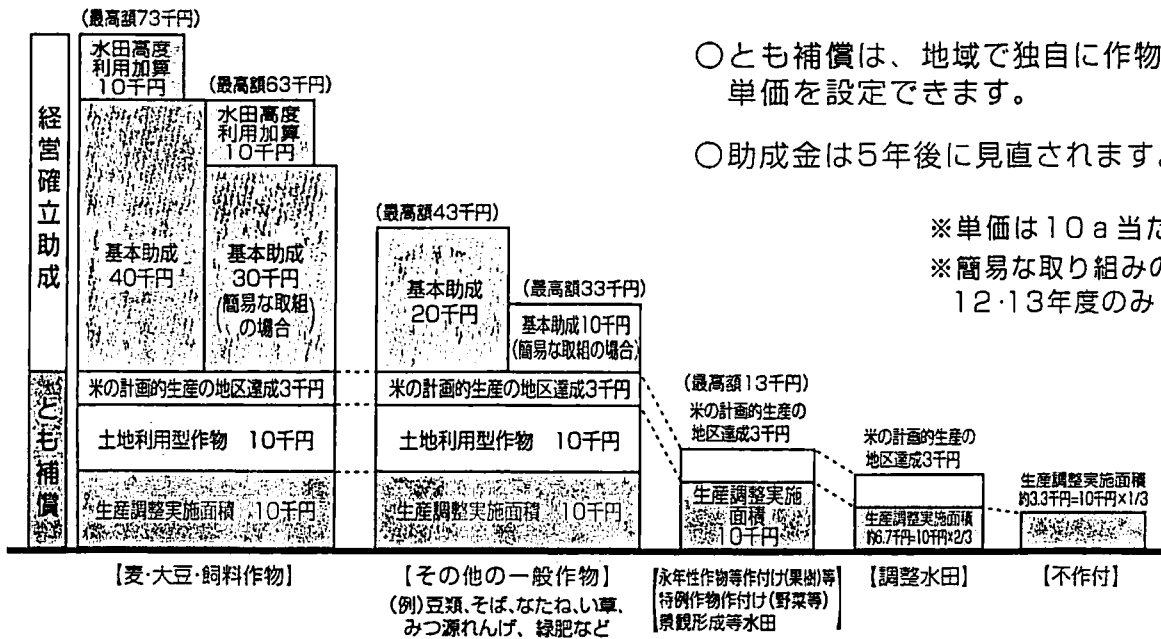
従来の生産調整助成金を抜本的に見直し、水田における麦・大豆・飼料作物等の本格的生産を図る「経営確立助成」と地域の自主性を生かしながら米の計画的生産と水田の有効活用を図る「とも補償」からなる新たな助成システムを創設した。

(1) 水田農業経営確立対策のポイント

- ①「5年間」の安定的な助成システム—中期的な見通しの下で安心して取り組める。
- ②「経営確立助成」と「とも補償」の2本立て—わかりやすい助成システムである。
- ③「経営確立助成」は土地利用の集積や基本技術の励行を条件に助成—
普通技術、通常の機械装備の農家でも意欲さえあれば、十分取組可能である。
- ④「とも補償」は地域の自主性が発揮できる仕組み—
補償金の対象作物やその単価を地域で設定できる。

(2) 助成体系の概要

助成体系（とも補償が地域への資金の交付基準のとおり交付された場合）



3) 経営確立助成

(1) ポイント

- ①団地化のみでなく、担い手への土地利用集積も重視した取り組みやすい要件
- ②通常必要な栽培技術メニューの中から地域の条件に応じて選択することが可能
- ③1年2作などの水田の高度利用等の取組に加算
- ④そば等の土地利用型の一般作物についても対象

(2) 内容

地域ぐるみの水田農業振興計画に即した麦・大豆・飼料作物等の本格的生産の定着・拡大により安定した水田農業経営の確立が着実に進展するよう、①作付の団地化又は土地利用の担い手への集積②地域の気象条件等を踏まえた基本的な栽培技術の実施等の要件を満たして取り組む農業者を支援する。

(3) 仕組み

①基本助成

種類	麦・大豆・飼料作物	水田農業振興計画に位置づけられたその他の土地利用作物（そば等の一般作物）
基本助成（一般型）	40千円/10a	20千円/10a
基本助成（簡易型H12・13のみ）	30千円/10a	10千円/10a

②水田高度利用等加算

麦・大豆・飼料作物のいずれかを含めた水田高度利用（1年2作等）又はこれに匹敵する機械等の利用率の向上を通じて水田農業経営の確立を着実に進める場合、基本助成に加算を行う。

水田高度利用等加算	10千円/10a
-----------	----------

(4) 助成要件

①共通要件

達成要件 助成金の交付対象者は米の計画的生産（生産調整）実施者であること。

（水田農業振興計画で位置づけられていれば、全作業受委託等による実際の耕作者への交付もできます）

交付対象水田は、とも補償の交付対象水田であること。

助成対象作物：ア 麦 イ 大豆 ウ 飼料作物

エ その他の土地利用型作物（水田農業振興計画位置づけられたそば等の一般作物に限る）

②需要要件・技術要件（麦・大豆・飼料作物のみの要件）

需要要件

麦・大豆：実需者ニーズ、地域の条件等を踏まえた品種を栽培していること。

飼料作物：畜産農家との間で利用計画を策定していること。

技術要件：一般型：技術メニューの技術のうち6つ以上励行されていること。

（平成16年度は7つ以上）

簡易型：技術メニューの技術のうち5つ以上励行されていること。

（平成12, 13年度のみ）

○団地化・担い手への土地利用集積要件（麦・大豆・飼料作物、その他土地利用型作物）

	団地化型	土地利用集積型
一般型 (H12・H15)	<ul style="list-style-type: none"> ・連担4ha以上、又は1ha以上の団地の合計が地区の転作面積の2/3以上、かつ2ha以上の団地の合計が地区の転作面積の1/3以上 ・1作物1ha以上の連担 	(農業者) <ul style="list-style-type: none"> ・2以上の主要作業4ha以上、うち作業受託1ha以上、又は全主要作業3ha以上 ・1作物おおむね1ha以上の集積 ・飼料作物のみの場合： <ul style="list-style-type: none"> ①酪肉振興地区内 ②2以上の主要作業1.5ha以上、うち作業受託0.5ha以上、又は全主要作業1.5ha以上
		(生産集団) <ul style="list-style-type: none"> ・2以上の主要作業5ha以上、うち構成員以外からの作業受託2ha以上、又は全主要作業ha以上、うち構成員以外からの作業受託1ha以上。 ・1作物おおむね1ha以上の集積。
一般型 (H16)	<ul style="list-style-type: none"> ・連担5ha以上、又は2ha以上の団地の合計が地区の転作面積の2/3以上 ・1作物1ha以上の連担 	(農業者) <ul style="list-style-type: none"> ・2以上の主要作業4ha以上、うち作業受託1ha以上、又は全主要作業3ha以上 ・1作物おおむね1ha以上の集積 ・飼料作物のみの場合： <ul style="list-style-type: none"> ①酪肉振興地区内 ②2以上の主要作業1.5ha以上、うち作業受託0.5ha以上、又は全主要作業1.5ha以上
		(生産集団) <ul style="list-style-type: none"> ・2以上の主要作業5ha以上、うち構成員以外からの作業受託2ha以上、又は全主要作業3ha以上、うち構成員以外からの作業受託1ha以上。 ・1作物おおむね1ha以上の集積。
簡易型 (H12・H13)	<ul style="list-style-type: none"> ・連担3ha以上又は1ha以上の団地の合計が地区の転作面積の2/3以上 ・1作物1ha以上の連担 ・飼料作物のみの場合：連担1ha以上、又は0.5以上の団地が地区内2以上 	(農業者) <ul style="list-style-type: none"> ・2以上の主要作業3ha以上、うち作業受託1ha以上、又は全主要作業3ha以上 ・1作物おおむね1ha以上の集積 ・飼料作物のみの場合： <ul style="list-style-type: none"> ①酪肉振興地区内 ②2以上の主要作業1ha以上
		(生産集団) <ul style="list-style-type: none"> ・2以上の主要作業3ha以上、うち構成員以外からの作業受託1ha以上。 ・1作物おおむね1ha以上の集積

○技術要件の技術メニュー例（麦・大豆・飼料作物のみ）

排水対策	土づくり	適正管理	効率的な作業体系	その他（特認）
<ul style="list-style-type: none"> ・営農排水（明渠、排水溝等） ・弾丸暗渠の施工 	<ul style="list-style-type: none"> ・土壌改良技術（酸度矯正、石灰窒素施肥等） ・土壌診断に基づく施肥設計 ・有機物施用による地力増進 ・飼料作物による土壌浄化技術 	<ul style="list-style-type: none"> ・ドリル播等密植栽培法 ・適正播種量の確保（無病種子） ・雑草防除 ・踏圧 ・放牧技術 ・中耕・培土 	<ul style="list-style-type: none"> ・普通型コンバイン収穫 ・乗用管理機による管理 ・複合作業機による耕起・施肥・播種同時作業体系 ・湿田に適した収穫・調製技術 	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県知事が設定 ・雪害軽減技術 ・立毛間播種技術等

4) とも補償

(1) ポイント

- ① 水稲・転作間の所得格差是正というとも補償の本来の機能をより発揮させるため、水田面積当たりの拠出から水稲作付面積当たりの拠出とする。
- ② 補償金の受取対象作物、受取単価について地域で設定できるなど、地域の自主性が発揮できる仕組みにするした。
- ③ 拠出と交付のバランスの改善によって、野菜等の特例作物であっても交付が拠出を下回りにくい仕組みにした。

(2) 内容

- ・ 需要に応じた米の計画的生産の円滑かつ確実な実施、水田の十分な活用等に資するよう、全国各地の生産者拠出と政府の助成により資金を造成し、地域における取組の実態に応じて補償金を交付する。

(3) 仕組み

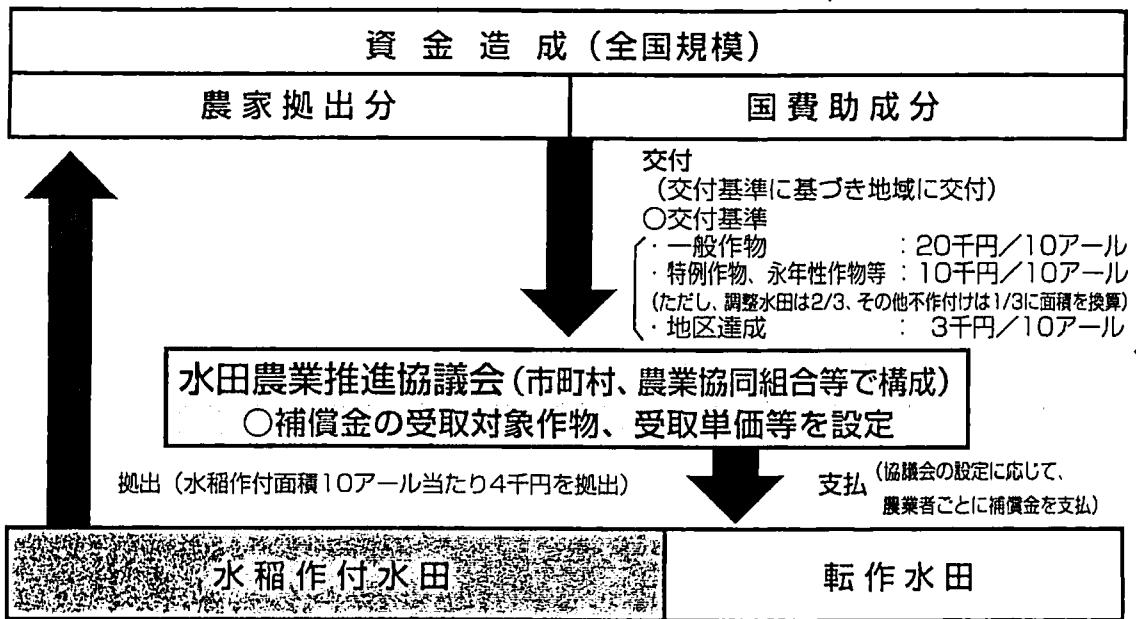
- ① 拠出 生産者は水稲作付面積10 a 当たり4,000円を拠出し、政府の助成を行い、全国規模の資金造成をする。
- ② 受取単価等 補償金の受取対象作物、受取単価等については地域の実態を踏まえた円滑な対応が図られるよう、市町村等の地域に設置されるそれぞれの水田農業推進協議会において設定することになっている。

③交付基準

算出基礎	単価
ア 生産調整実施面積から実勢参入を除いた面積（なお、調整水田については、当該面積を2/3に、その他の不作付け面積については当該面積を1/3に換算する）	10千円/10a
イ 土地利用型作物作付面積	10千円/10a
ウ 米の計画的生産の達成地区の生産調整実施面積（実績参入及びその他の不作付け面積を除く）	3千円/10a

④交付対象者は、米の計画的生産実施者である。

〈とも補償の仕組み〉



5) 稲作経営安定対策

○タイプ別一覧

タイプ	補てん率	補てん率	補てん率
一般のタイプ	2% : 6% → 8割	(支払残高1年以上) 補てん基準価格上限 補てん基準価格の1%※	(残高1年以上) 選択肢として 1% : 3% → 8割
担い手(稲作を主とする認定農業者)が選択しうるタイプ	2.25% : 6.75% → 9割	同上	(残高1年以上) 選択肢として 1.125% : 3.375% → 9割
検査済み・届出済み・出荷取扱業者が取扱うものに限る	2% : 4% → 6割	(支払残高1年以上) 補てん基準価格上限 自主流通米に対する特別 支払い額の8分の6	(残高1年以上) 選択肢として 1% : 2% → 6割

※11年産については、1年分以上の繰越資金がなくても、11年産の補てん金が交付された人に対しては、補てん金を交付した後の残額の範囲で、11年産補てん基準価格の1%相当額以内の特別支払いがあります。

3 水田麦・大豆等生産性向上支援事業（平成12～16年）

事業の趣旨

米の計画的生産と効率の良い水田農業の展開を図っていくため、水田農業推進協議会の活動をとおした水田営農システムの構築と汎用化水田の高度利用体系の定着及び麦・大豆等の土地利用型作物の品質・生産性の向上を進め、転作から本作への転換を図るために支援する。

事業の内容	事業主体	採択基準	標準事業費及び補助率	実施年限
<p>1 地域水田営農推進事業 市町村水田農業推進協議会による振興計画の策定や進行管理及び水田利用の集積・営農集団の育成等地域営農システムの確立への取組に対し補助する。</p>	<p>市町村水田農業推進協議会等</p>	<p>1 米の計画的生産（生産調整目標面積）の達成が確実であること。 2 水田農業振興計画を策定していること。</p>	<p>1 / 3 以内</p>	<p>1年</p>
<p>2 水田利用高度化推進事業 汎用化水田に整備された地区を対象に、麦、大豆、飼料作物のいずれかを含めた2年3作体系やスーパー団地等の高度利用等を図る水田営農の取組に対し補助する。</p>	<p>市町村農協 土地改良区等</p>	<p>1 米の計画的生産（生産調整目標面積）の達成が確実であること。 2 ブロックローテーション等地域輪作手法に取り組むこと。 3 ほ場整備地区で次の形態のいずれかに取り組むこと。 (1) 2年3作体系等（麦・大豆・飼料作物のいずれかを含む、連担団地概ね5ha以上） (2) スーパー団地型（連担団地概ね10ha以上、作物統一要件4作物以内）</p>	<p>1 / 2 以内</p>	<p>2年</p>

4 転作営農条件整備事業（平成11～16年）

事業の趣旨

生産性の高い水田営農を確立するために営農集団等が施設機械等の転作条件整備や景観形成・国土保全等水田の持つ多面的機能に着目した水田利用などに対して支援する。

事業の内容	事業主体	採択基準	標準事業費及び補助率	実施年限
<p>1 水田簡易整備 用排水施設、整地、客土、施設用地整備</p> <p>2 共同利用機械整備 栽培管理用機械等（直播、有機農法等に関する機械を含む。）</p> <p>3 共同利用施設整備 (1)集団営農用生産施設、簡易栽培施設、灌水施設等 (2)集出荷・加工処理施設</p> <p>4 水田多面的機能利用条件整備 レクリエーション農園、学童農園、環境美化作物園等の設置</p>	<p>市 町 村</p> <p>農業協同組合</p> <p>営農集団等</p> <p>法人化された家族経営体も可</p>	<p>◎受益戸数 3戸以上 ◎原則として、受益者は前年度に米の計画的生産（生産調整目標面積）を達成しており事業実施年度においても達成が見込まれること。</p> <p>1 水田簡易整備 受益地区において担い手の確保育成に取り組んでいること。</p> <p>2 共同利用機械整備 おおむね4ha以上の転作団地を有し、今後20%以上の規模拡大が見込まれること。</p> <p>3 共同利用施設整備 おおむね4ha以上の転作団地を有し、今後20%以上の規模拡大が見込まれること。</p> <p>4 多面的機能水田（レクリエーション農園等）の設置するための条件整備。</p>	<p>1/2以内</p> <p>4/10以内</p> <p>4/10以内</p> <p>1/2以内</p>	<p>1年</p>